

## 蓼科東急リゾートヴィラ改良工事に関する覚書

### (対象範囲)

第1条 専用使用权のある共用部分又は専有部分に属する天井・床・壁の内、共用部分と構造上一体となった設備等と関わる部分で、共用部分の形状または効用の著しい変更を伴わない改良工事。

### (工事条件及び費用負担)

第2条 管理組合が計画修繕として実施することが適当であると認められる工事で、一部の区分所有者において重大な必要性が生じ、かつ管理組合が工事を速やかに実施できない場合に、区分所有者の責任において先行して実施する工事であること。

2 前条の対象部分のうち各住戸に附属する窓枠、窓ガラス、玄関扉、玄関門扉、バルコニー手すり及び設備配管スペース等に係る改良工事であって、防犯、防音又は断熱等の住宅の性能の向上及び危険防止対策等に資するものであること。

3 区分所有者は、当該工事に関して、一切の費用を負担するものとする。

### (工事費の返還)

第3条 区分所有者は、後日、管理組合が計画修繕として工事を実施する場合においても、前条で負担した工事に要した費用の返還を求めることはできない。

### (特定承継人への継承)

第4条 本覚書の効力は、特定承継人に対し承継するものとする。

### (その他事項)

第5条 この覚書に定めのない事項については、規約及び総会の決議で定められたところによる。

この覚書の内容に合意の上、対象となる改良工事を実施します。

蓼科東急リゾートヴィラ

管理者 東急不動産株式会社 殿

年 月 日

棟 号室

区分所有者 氏名

印